

なるほど BOOK

平成28年
4月改訂版





子ども・子育て支援新制度は、 「量」と「質」の両面から 子育てを社会全体で支えます。



消費税率引き上げによる増収分を活用します

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月にスタートしました。

この新制度の実施のために、消費税率引き上げによる増収分が活用されます。貴重な財源を活かして、社会全体で子どもの育ち、子育てを支えます。



もっとも身近な市町村が中心となって進めます

市町村は地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、5年間を計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」をつくります。

都道府県や国は、こうした市町村の取組を制度面、財政面から支えます。



企業による子育て支援も応援します 平成28年度創設

「仕事・子育て両立支援事業」を創設し、企業等からの事業主拠出金を財源として、事業所内保育の整備やベビーシッター派遣サービスの利用を促進します。

目次	新制度で増える教育・保育の場	03
	認定について	05
	施設などの利用について	07
	保育料について	08
	地域の子育て支援の充実	09
	よくある質問	13



支援の **量** を拡充！

必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指します。

- 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意。
教育・保育や子育て支援の選択肢を増やします。(地域の実情により異なります)
- 1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、
待機児童の解消に向け教育・保育の受け皿を増やします。

支援の **質** を向上！

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指します。

たとえば・・・

幼稚園や保育所、認定こども園 などの職員配置の改善

- 子どもたちにより目が行き届くように、
職員1人が担当する子どもの数を改善します。

(3歳の子どもと職員の割合を、
従来の20人に対して1人から、
15人に対して1人にする など)

幼稚園や保育所、認定こども園 などの職員の処遇改善

- 職員の処遇改善を行い、職場への定着
及び質の高い人材の確保を目指します。

(職員の給与を増やしたり、研修
を充実するなどキャリアアップ
の取組を推進する など)

※児童養護施設など、社会的な養護を必要とする子どもたちが生活する施設などの改善にも消費税が使われます。

NEW

仕事・子育て両立支援 **平成28年度創設**

従業員が働きながら子育てしやすいように環境を整えて、離職の防止、
就労の継続、女性の活躍等を推進する企業を支援します。

- ・企業主導型保育事業
従業員のための保育施設の設置・運営の費用を助成します。
※週2日程度の就労や夜間、休日勤務など、従業員の多様な働き方にも対応できます。
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
残業や夜勤等でベビーシッターを利用した際に、費用の補助を受けることができます。





新制度で増える教育・保育の場

地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図ります。

また、新たに「地域型保育」ができました。

幼稚園

3～5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための
幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施。

利用できる保護者

制限なし。

認定こども園

0～5さい



幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、
地域の子育て支援も行う施設

0～2さい

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

3～5さい

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施。
園により延長保育も実施。

利用できる保護者

制限なし。

2つの
ポイント

1

3～5歳のおさんは、保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、通いなれた園を継続して利用できます。

2

子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

保育所

0~5さい



就労などのため家庭で保育のできない 保護者に代わって保育する施設

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

NEW

地域型保育

0~2さい



保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、 0~2歳の子どもを保育する事業

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設
(保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。

4つの
タイプ

① 家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、
少人数(定員5人以下)を
対象にきめ細かな保育を行います。

② 小規模保育

少人数(定員6~19人)を対象に、
家庭的保育に近い雰囲気のもと、
きめ細かな保育を行います。

③ 事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、
従業員の子どもと地域の子どもを
一緒に保育します。

④ 居宅訪問型保育

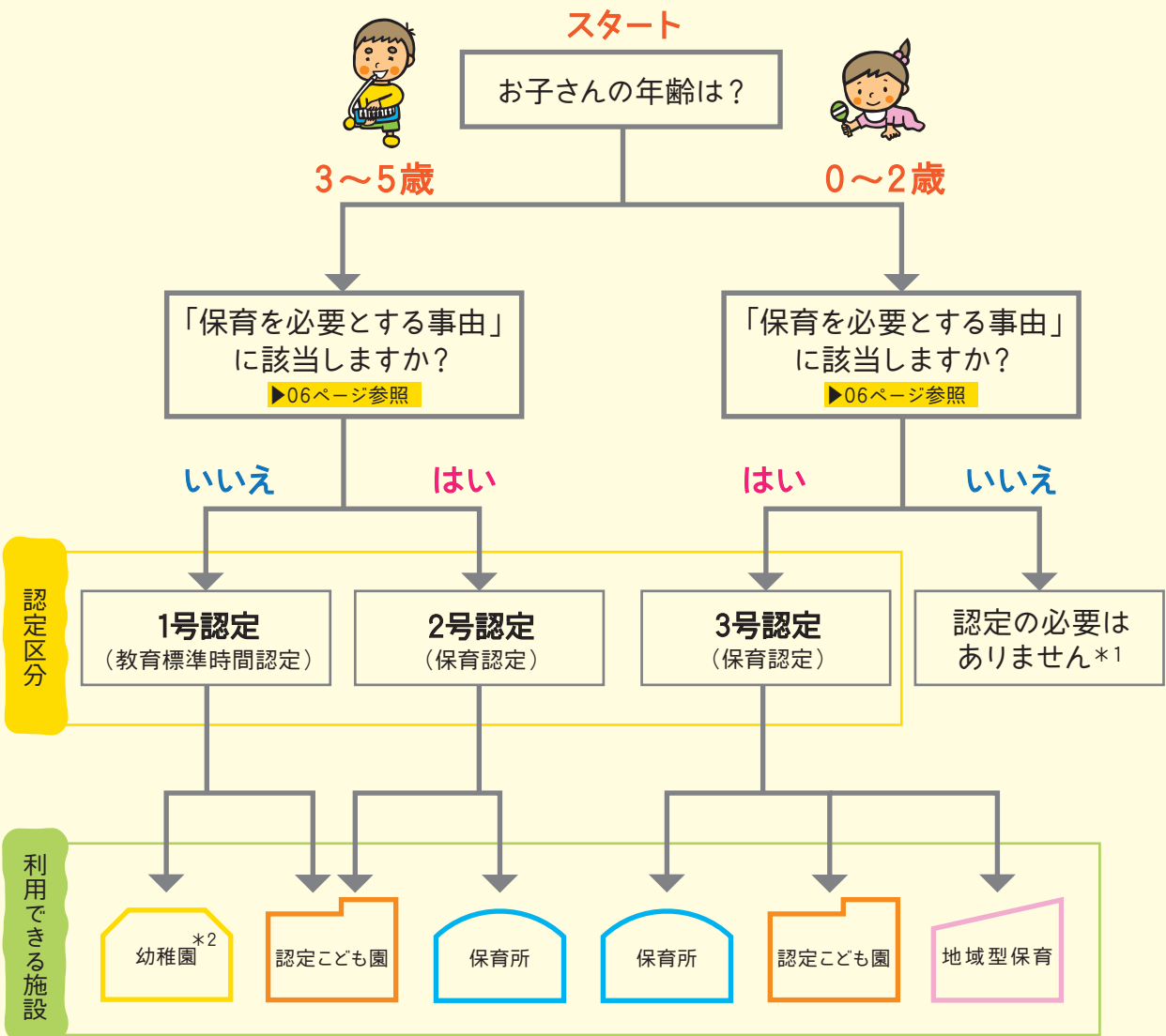
障害・疾患などで個別のケアが
必要な場合や、施設が無くなった地域で
保育を維持する必要がある場合などに、
保護者の自宅で1対1で保育を行います。



認定について

施設などの利用を希望する場合は、お住まいの市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？



*1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。▶09～10ページ参照

*2 新制度に移行しない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

●共働き家庭でも幼稚園を利用したい場合は？ ➡ 共働きでも**幼稚園**での教育を希望される場合は、**1号認定**を受けることになります。

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定（2号・3号認定）に当たっては、以下の2点が考慮されます。

1 保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要です。

（ は新たに加えられた事由）

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



2 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- a 「保育標準時間」認定 ▶ 最長11時間（フルタイム就労を想定した利用時間）
- b 「保育短時間」認定 ▶ 最長8時間（パートタイム就労を想定した利用時間）

※保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48～64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。



● 保育標準時間認定の場合、必ず11時間利用できるの？



利用できる時間は、休憩時間や通勤時間も考慮し、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。（最長11時間）

[具体的な運用については、お住まいの市町村にご確認ください。]



施設などの利用について

施設などの利用手続きは、
認定区分によって異なります。

利用手続きの基本的な流れ(イメージ)

1号認定の場合 (幼稚園、認定こども園)



1 幼稚園などの施設に
直接申込みを行います。
※市町村が必要に応じて利用支援をします。

2 施設から入園の内定を受けます。
※定員超過の場合などには面接などの選考あり

3 施設を通じて市町村に認定を
申請します。

4 施設を通じて市町村から
認定証が交付されます。

5 施設と契約をします。

2号・3号認定の場合 (保育所、認定こども園、 地域型保育)



1 市町村に直接認定を申請します。
※「3 利用希望の申込み」も同時にできます。

2 市町村が「保育の必要性」を
認めた場合、認定証が交付されます。

3 市町村に保育所などの利用希望の
申込みをします。
(希望する施設名などを記載)

4 申請者の希望、保育所などの状況に
応じ、保育の必要性の程度を
踏まえ、市町村が利用調整をします。

5 利用先の決定後、契約となります。

利用調整とは

市町村が定める基準に基づき、保護者の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行うこと。

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。



[利用手続きの詳細については、お住まいの市町村にご確認ください。]